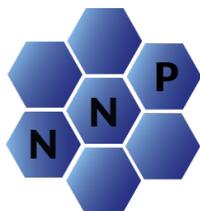


Protecting and Enhancing Value Throughout Your Enterprise



NNP GROUP

Empire Tower, Unit 4703, 47th Floor, 1
South Sathorn Road, Yannawa, Sathorn,
Bangkok 10120 Thailand

2018年9月27日

NEWSFLASH

移転価格文書類の義務化

- THAILAND -

タイの国家立法議会は2018年9月27日に税法の改正法案（以降「移転価格条項」または「当該TP条項」）を可決しました。これにより一定の売り上げを有する法人は法人税申告書（様式PND50号）の提出に併せて移転価格に関わる開示事項の様式（以降、「移転価格開示申告書」）を提出することが義務化され、更に歳入局の正式な要求があった場合、移転価格に関する証拠文書類（以降、「移転価格証拠文書」）の提出も義務化されることになりました。

タイの国家立法議会とは、一院制であるタイの立法府になり、ここで承認された法案はほぼ確実に強制力を有する運びとなります。通常、ここで承認された法案は、国王に提出され国王の署名を受け、その後官報で公表されることによって強制力が発生します。

当該TP条項の運用上の細かい決め事の決定は、財務省（歳入局）に委任されており、財務省が発表する規制、通達等により通常拘束力を有するルールが確定していきます。

当該TP条項の重要だと思われるポイントは以下の通りになります：

- (1) 当該TP条項は2019年1月1日以降に開始する会計年度に適用されます。
- (2) 1会計年度で2億バーツ以上の売上高を有する法人は原則的に当該TP条項の対象となります。
- (3) 該当する法人は法人税申告書（様式PND50号）の提出と共に「移転価格開示申告書」も併せて提出する事が義務化されます。
- (4) 更に、税務当局から正式な依頼があった場合、移転価格証拠文書を、初年度は180日以内に提出することが義務化されます。2年目以降、提出期限は原則的に60日以内となります。ただし、合理的な理由があると判断された場合120日までの延長が認められます。
- (5) 上記の義務を違反した場合、最大20万バーツのペナルティーが課せられます。

なお、VAT（付加価値税）及び源泉徴収税上の取り扱い等についての詳細はまだ不明です。

詳細につきましては下記の担当者にご連絡をしてください。

西上床 満（法律、税務相談）	mits@nnp-group.com
サー ノヴェル（法律相談）	sur@nnp-group.com
パタリン アモーンタム（会計監査担当）	pattarin@nnp-group.com
パタリー アモーンタム（記帳代行及び税務申告担当）	pattaree@nnp-group.com
イーゴール プラヒン（内部監査、不正監査、コーポレート ガバナンス）	iiprahin@gmail.com

私共の移転価格税制関連サービスにつきまして

私共はOECDの移転価格ガイドラインに沿った相談業務、また移転価格証拠文書（いわゆる「ローカルファイル」）の作成を承っております。移転価格証拠書類はいわゆる「ビック4」監査法人が採用するフォーマットを原則的に踏襲しております。それが適切な場合、タイのベンチマーク情報を使用します。

© NNP Advisory Ltd. All rights reserved. The NNP Group refers to the group of NNP member firms. Each member firm is a separate legal entity.

www.nnp-advisory.com